

市史編さん専門調査会要綱

(設置)

第1条 船橋市史編さん委員会条例(昭和58年船橋市条例第2号)第1条に規定する委員会に市史編さんに関する調査・執筆等の実務を的確かつ効率的に行うため、専門調査員で構成する船橋市史編さん専門調査会(以下「調査会」という。)を置くことができる。

(専門調査員)

第2条 前条に規定する専門調査員は、市史編さん委員会委員及び市職員以外の学識経験者の中から市長が委嘱する。

2 専門調査員の定数は25人以内とする。

(任期)

第3条 専門調査員の任期は、2年とする。

(部会)

第4条 調査会に専門調査員3人以上で構成する次に掲げる部会を置くことができる。

- (1) 原始・古代・中世部会
- (2) 近世部会
- (3) 近・現代部会
- (4) 民俗・文化財部会
- (5) 自然部会

2 部会に実務、会議等を主宰するための幹事を置く。

3 幹事は、各部会で互選する。

(全体会議等の開催)

第5条 調査会の全体会議及び部会会議は、幹事と郷土資料館長が協議をして、必要の都度開催する。

(庶務)

第6条 調査会の庶務は、郷土資料館において処理する。

附則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。